

愛知・名古屋 2026 大会聖火リレー基本計画策定業務基本仕様書

1 業務名

愛知・名古屋 2026 大会聖火リレー基本計画策定業務

2 業務目的

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「アジア大会」という。）及び愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会（以下「アジアパラ大会」という。）（以下両大会を合わせて「愛知・名古屋 2026 大会」という。）において、聖火リレーの実施を通し大会の機運醸成を行うことを目指し準備を進めている。

本業務は、2026 年の聖火リレー実施に向けた聖火リレーの方針や考え方、大枠を基本計画として定めることを目的とする。

3 当事者

本仕様書では、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を「委託者」、本業務の受託事業者を「受託者」とする。

4 業務について

(1) 愛知・名古屋 2026 大会スローガン及び大会コンセプト等について

- ・聖火リレー基本計画は、愛知・名古屋 2026 大会スローガン及び大会コンセプト（以下のとおり。）等を踏まえ策定すること。

項目	内容
アジア大会スローガン	・ IMAGINE ONE ASIA ここで、ひとつに。
アジア大会コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスリートファーストの視点 ・ 既存施設の活用 ・ 先端技術の駆使 ・ 伝統と県民・市民性に触れるおもてなし ・ アジア競技大会の開催を誇りに、更なるスポーツ文化の普及へ貢献
アジアパラ大会スローガン	・ IMAGINE ONE HEART ころを、ひとつに。
アジアパラ大会コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスリートセンタードの視点 ・ 既存施設の活用 ・ 先端技術の駆使 ・ 伝統と県民・市民性に触れるおもてなし ・ アジアパラ競技大会の開催を誇りに、更なるパラスポーツ文化の普及へ貢献 ・ 共生社会の実現

(2) 業務内容（聖火リレー基本計画の策定）

- ・ 受託者は委託者と協議のうえ、「聖火リレー基本計画」を作成すること。聖火リレー基本計画に記載する項目・内容は以下の（ア）～（オ）を想定しているが、委託者と受託者は契約後別途協議し、記載項目を決定することとする。
- ・ 聖火リレー基本計画策定に当たっては、委託者と十分に協議の上、業務を進めることとする。提出期限は2024年8月9日（金）までとし、電子データで提出すること。また、4月末までを目途に一度中間報告書を作成し、電子データで提出すること。
- ・ 受託者は、必要に応じて過去・類似大会の事例を調査の上、聖火リレー基本計画策定に向け必要業務の洗い出しを行う。

【記載項目（例）】

（ア）ルート選定方針

- ・ 1日の走行距離（市町村数）の目安
- ・ 実施日数
- ・ ルート選定方法、スケジュール

※ 計画の公表に当たり、必要に応じてリレー実施対象地域の地図データを購入することとする。

（イ）リレー運営方針

- ・ 組織委員会、開催都市、関係市町村の役割分担及び実施体制案
- ・ 出発式、中継地イベント、セレブレーション、採火式・集火式等の運営方法・スケジュール
- ・ リレー実施時のスタッフ、ボランティア、警備等の必要人員の配置計画

（ウ）聖火ランナー選定、管理方針

- ・ 聖火ランナー選定にあたってのステークホルダーごとの割当方針
- ・ 聖火ランナー選定方針、必要経費、スケジュール
- ・ 聖火ランナー管理に必要な情報及び管理方法

（エ）警備・隊列に係る方針

- ・ 警備、隊列に係る基本方針
- ・ 警察等関係機関との調整方針（関係機関ごとの対応スケジュール、警備実施に係る規則の調査）

※ 検討に当たっては、組織委員会の警備担当の意見も踏まえながら対応することとする。

（オ）概算費用・スケジュールの算出

- ・ 基本計画に基づいた開催年度（2026年）までの各年度に必要な概算費用の算出（組織委員会、開催都市、関係市町村の各負担費用も含めた、全体の費用を把握できるような算出を行うこと）
- ・ 2026年度までのスケジュールの作成

※ 概算費用の算出に当たっては、積算根拠を添付すること。

5 基本スケジュール（予定）

業務実施に係る基本スケジュールは以下のとおりとするが、スケジュールの見直しは必要に応じて委託者と協議することとする。

時期	業務内容
2024年3月	・業務契約締結、業務開始
2024年 3月～8月	・聖火リレー基本計画の策定 (中間報告書：～4月末、基本計画：～8月9日)
8月9日	・成果物提出

6 業務実施体制

(1) 進捗管理

組織委員会との連絡責任者を予め定め、組織委員会担当者との連絡を密にし、業務の進捗管理を行うものとする。

また、受託者は契約後2週間以内に業務実施スケジュールを提出することとし、提出した実施スケジュールに基づき業務を実施すること。

(2) 連絡体制等

トラブル等が発生した場合に、速やかに組織委員会担当者との連絡を取れる体制を整えること。

また、受託者の責任において、トラブル等に適切に対応すること。

7 協議・打合せの実施

(1) 実施回数

本業務における協議及び打合せについては、原則月2回程度とするが、委託者が必要と認めた場合については、随時開催するものとする。

(2) 開催場所及び実施方法

開催場所及び実施方法については、委託者が指定するものとする。

(3) その他

ア 受託者は、協議及び打ち合わせに使用する資料を必要部数用意すること。

イ 受託者は、各協議及び打ち合わせの結果について5営業日以内に議事録を作成し、委託者の承認を得ること。

ウ 作成した議事録は、成果物と共に納品すること。

8 契約期間

契約締結の日から2024年8月9日（金）まで

9 成果物の納品等

(1) 成果物及び納期

成果物	納期
① 聖火リレー基本計画中間報告書	2024年4月末
② 聖火リレー基本計画	2024年8月9日（金）

※下記(2)、(3)のとおり成果物を委託者に納品し、委託者の検査を受けること。委託者は提出された成果物の検査確認を終了するまで、受託者へ適宜修正指示を行う可能性がある。なお、成果物の提出に当たっては、事前に委託者に原稿（電子データ）を提出し、委託者の指示に従って修正を行い、委託者の承諾を得てから作成に着手すること。

(2) 規格等

納品は、製本版（A4 縦版〔A3 折込可〕）2部及びデータ版（CD-R等の電子媒体、マイクロソフト社製Word、Excel、PowerPointにより編集可能な形式）とし、下記（3）に示す場所へ納品すること。

(3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
国際課 式典グループ
名古屋市中区三の丸三丁目2番1号(愛知県東大手庁舎)

(4) 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(5) 成果物の公表・変更

委託者は、必要があれば成果物を自由に公表、または変更することができるものとする。

10 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施・運営に際し、委託者や業務を遂行するにあたり関係する機関との連携・調整を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の終了前においても、委託者の求めがあったときは、適宜収集資料及び成果物の原案を提出すること。
- (4) 受託者は、データ及び資料等を使用する際には、その出典及び権利帰属先等について十分に確認した上で使用するものとし、その出典を明示すること。データの加工及び図表の作成を行う際、委託者に対して、加工方法及び保存形式を事前に相談した上で実施すること。
- (5) 「4 業務について」を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議の上、適切に対応すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施に伴い、必要な関係行政機関等への各種申請を行うこと。
- (7) 受託者は、調査対象機関との折衝において、トラブルの防止に努めるとともに、トラブルが生じた場合は、受託者の責任により対処しなければならない。
- (8) 受託者は、本業務で発生する著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理すること。
- (9) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- (10) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

(11) 受託者は、秘匿性を確保するため、機密情報管理を図ることができる業務実施体制を整備し、機密情報の管理を行うこと。

11 権利処理

- (1) 受託者は、組織委員会及び組織委員会が指定する第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作権人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。
- (2) 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で組織委員会に帰属するよう措置するものとする。
- (3) 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- (4) 委託期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。